

# 広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第314号）

## 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成19年10月14日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、同月12日金曜日の21時10分から21時55分までの45分間に県庁外来者駐車場（以下「駐車場」という。）を目的外利用していると認められる次の5台の自動車（以下「本件自動車」という。）に関する駐車整理票、駐車場等管理日誌などの記録及び夜間に駐車していた事実などを踏まえ本件自動車の利用者に対して注意した事実が記録されている文書（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

	自動車登録番号	実際に駐車していた駐車区画の番号
①	〇〇	県庁南館の東側駐車場の43番
②	〇〇	県庁南館の東側駐車場の44番
③	〇〇	県庁南館の東側駐車場の45番
④	〇〇	県庁南館の東側駐車場の48番
⑤	〇〇	県庁南館の西側（広島そごう側）にある駐車場の8番

### 2 本件請求に対する決定

本件請求に対し、実施機関は、本件請求文書について、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成19年10月30日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成19年11月11日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

（1）本件処分は、本件請求文書を隠匿し、従来から総務室が黙認している実施機関の

職員などによる駐車場の目的外利用の実態を闇に葬り去ろうと画策したものであり、裁量権の著しい濫用である。

- (2) 本件自動車の駐車場への入庫時刻並びに出庫時刻は不明であるが、いずれの車両も、平成19年10月12日金曜日の21時10分から21時55分までの45分間は駐車を継続していたことが確認されている。
- (3) 駐車場を無料で目的外利用できることは、実施機関の職員のみならず、広島市民の中でも周知の事実であり、かつ、情報化社会の進展により市外・県外からの目的外利用者が、現状の駐車整理票による管理方法の不備を狙って増加していることも危惧される。このような背景を無視し、かつ、本件処分を含めて行政情報の隠匿を図ろうとする実施機関に対して厳重に抗議するとともに、本件請求文書を速やかに適正に開示するよう要求する。
- (4) 理由説明書においても、駐車場が目的外利用されている顕著な事実の証拠を隠匿しようとして画策したことに対して抗議する。
- (5) 駐車場を無料で目的外利用できることは公然の秘密であり、実施機関の職員もそれを承知していながら、自らの組織を徹底して擁護する行政手法が横行しており、県政の永い歴史の中で職務怠慢を積み重ねてきた結果が本件処分につながったものである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 駐車整理票について

県庁外来者は、駐車場を利用しようとする際には、実施機関が駐車場等の管理を委託している委託業者（以下「委託業者」という。）の警備員から手渡される駐車整理票に、①利用者名、②連絡先の電話番号、③用件先、④自動車登録番号、⑤入庁時刻及び⑥退庁予定時刻を記入することになっている。

この駐車整理票の使用目的は、「緊急に連絡を行う必要が生じた場合など当日の駐車場管理のみに使用するもの」であり、具体的には、利用者が県庁に用務があることを確認するとともに、駐車場内での事故、ライトの誤点灯、その他緊急に連絡が必要な場合や翌日にかかる長時間の駐車の場合等で確認を行う必要があるときに備え、利用者に記入を求めているものであり、実際駐車場において接触事故等が発生したこと等により利用者に連絡を取る必要がある場合には、駐車整理票に記入された用件先等に電話等により連絡を取っているところである。

具体的には、総務課（平成19年度の組織名は「総務室」）が駐車整理票に記入された用件先に庁内電話により本人を呼び出し、これにより利用者本人と連絡が取れない場合は、連絡先の電話番号に連絡することにより、緊急時等の対応を行っている。また、これらにより利用者本人と連絡が取れない場合は、駐車整理票に記載された自動車登録番号の全庁放送により本人を呼び出すこととしている。

駐車整理票の使用後の管理について、残車分を除く当日分の駐車整理票については、駐車場管理業務終了時に委託業者が裁断し、残車分については、翌朝駐車場の状況を

確認した上で、実施機関が裁断廃棄するようにしている。

このため、本件請求時点には、異議申立人が請求している駐車整理票は存在していない。

## 2 駐車場等管理日誌などの記録について

駐車場等管理日誌は、「広島県庁外来者駐車場及び駐輪車管理業務委託契約書」（以下「契約書」という。）において、委託業者から県に毎日駐車場管理業務終了後に提出するよう定められているものである。

実際に駐車場等の管理に当たった委託業者の職員が、①駐車場の管理に当たった職員の氏名、②駐車場管理時間、③1日の駐車台数、④引継時駐車台数、⑤駐車場利用者等から生じた苦情及び駐車場利用者へ与えた損害の内容等について記入することになっている。

しかし、当日の駐車場等管理日誌には、当該5台について直接記載された部分はなく、異議申立人が請求している文書は存在しない。

## 3 本件自動車の利用者に対して注意した事実が記録されている文書について

駐車場の利用について一般的に作成される文書としては、駐車整理票と駐車場等管理日誌しか存在しない。

駐車場の管理を担当する総務課の日常業務において、県民からの電話等による問合せや苦情等は頻繁にあり、これらの苦情等については、即時の対応及び判断が求められることも多く、これらへの対応については口頭決裁等により直ちに決定しているところであり、総務課の担当者が課長等の文書決裁を受けたり、又は対応状況についての記録を逐一行ったりはしていない。

駐車場の利用者に対する注意についても同様であり、また、駐車場を管理している警備員が利用者に対して注意した事項についても、逐一書面により総務課に報告していない。

よって、本件自動車の利用者に対して注意した事実が記録されている文書についても、存在しない。

以上のことから、本件請求文書は存在しないため、不開示とした決定は妥当である。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求文書について

本件請求文書は、平成19年10月12日金曜日の21時10分から21時55分まで駐車場に駐車していた本件自動車に関する駐車整理票、駐車場等管理日誌などの記録及び本件自動車が当該時間帯に駐車していた事実などを踏まえて当該自動車の利用者に対して注意した事実が記録されている文書である。

### 2 駐車整理票について

本件請求文書のうち駐車整理票は、駐車場を利用する際に委託業者の警備員から手渡されて利用者が利用者名等を記載することとされていたものであり、上記第4の1

のとおり、当日の駐車場管理のみに使用するものとされ、実施機関によると、平成17年10月25日以降、駐車整理票の廃棄については、当日の駐車場管理業務終了時に駐車場に残車があることを確認した場合にはその駐車整理票を実施機関に引き継ぎ、それ以外の駐車整理票はそれまでに裁断廃棄する取扱いとしていたということであった。このうち、残車分の駐車整理票は、実際には、職員の勤務時間終了後に委託業者から守衛室にいる守衛に引き継がれ、守衛が翌開庁日の勤務時間開始後に総務室の担当職員に手渡し、担当職員が駐車整理票に記載された車両が駐車場から退出していることを確認した時点で廃棄していたということであった。なお、守衛が担当職員に手渡すまでの間（夜間あるいは週休日）に退出していることが確認できた場合には、守衛がその時点で廃棄していたということであった。

本件請求文書の駐車整理票がいつ廃棄されたか不明であるが、実施機関によると、駐車場が閉鎖されている夜間あるいは週休日の間であっても、駐車場利用者は、守衛に事情を説明して駐車場から退出することができたということであるから、異議申立人が主張する平成19年10月12日21時55分以降、実施機関に引き継がれる翌開庁日の同月15日月曜日の勤務時間開始前に守衛によって駐車整理票が廃棄されていた可能性があるし、仮に、本件自動車と同月15日の勤務時間開始時まで駐車を継続し、同月12日分の残車分として実施機関に駐車整理票が引き継がれたとしても、同月15日に駐車場から退出したことを実施機関の職員が確認して駐車整理票が廃棄されていた可能性もある。

本件請求は、平成19年10月16日に実施機関が収受したものであるから、本件自動車の駐車整理票が対象文書となり得るのは、本件自動車の駐車が同日まで継続されていたことにより、同月15日の残車分として実施機関に駐車整理票が翌16日に引き継がれ廃棄されていない場合と考えられる。この場合、前日の同月15日には実施機関から当該車両の利用者に退去を促しているはずで、それに従わずに翌16日まで少なくとも5日にわたって駐車を継続しているような特異な状況であれば、実施機関によると、何らかの記録を残しているはずであるが、そのような記録は残っていないということであった。

以上の状況を勘案すれば、本件請求時点には、異議申立人が請求する駐車整理票は存在しないとの実施機関の説明には、特段、不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、実施機関が本件請求文書のうち駐車整理票を不存在としたことは妥当である。

### 3 駐車場等管理日誌などの記録について

本件請求文書のうち駐車場等管理日誌は、契約書に基づき委託業者が毎日、駐車場管理業務終了後に実施機関へ提出することとされていたものである。

実施機関によると、前日の駐車場管理業務終了時に残車となっていたものが当日（週休日の場合は翌開庁日）の同時点においても残車となっている場合には、前日から県庁内で用務が継続しているとは通常想定できないから、当日提出される駐車場等管理日誌の「その他」欄に自動車登録番号等を記録させ状況報告させていたということである。

あった。なお、開示請求時点の平成19年10月16日を契約期間に含む契約書は、保存年限満了により平成26年度に廃棄されたと考えられるものの、当該契約を締結するに際し、異議申立人による別の異議申立事案（諮問（情）第199号）の関連文書として残存する契約書（契約期間は平成19年3月31日まで）における取扱いを変更する特段の事情はなかったということであったことを踏まえて、当審査会において当該残存する契約書を見分したところ、確かに実施機関が説明する取扱いがなされていたことを確認した。

この取扱いに従い、また、本件自動車は平成19年10月12日金曜日の21時10分から21時55分まで駐車場に駐車していたと異議申立人が主張していることを踏まえて、仮に、本件自動車の自動車登録番号等が記載された駐車場等管理日誌があったとすれば、本件自動車が同月11日の時点で既に残車となっていて異議申立人の主張する時間帯も駐車していた場合には同月12日の駐車場等管理日誌が、同月12日の残車が異議申立人の主張する時間帯を含め翌開庁日である同月15日の駐車場管理業務終了時に残車となっていた場合には同月15日の駐車場等管理日誌が、それぞれ該当すると考えられるものの、実施機関の説明では、いずれも本件自動車の自動車登録番号等が記載された部分はなかったため対象の文書には当たらず、保存年限満了により平成21年度に廃棄されたと考えられるということであった。

本件自動車の自動車登録番号等がこれらの駐車場等管理日誌に記載されていないことを確認することはできないものの、何ら記録も残されていないことから、本件自動車について直接記載された部分はなく、異議申立人が請求する駐車場等管理日誌は存在しないとの実施機関の説明には、特段、不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

以上から、実施機関が本件請求文書のうち駐車場等管理日誌などの記録を不存在としたことは妥当である。

#### 4 本件自動車の利用者に対して注意した事実が記録されている文書について

異議申立人は、本件自動車は平成19年10月12日金曜日の21時10分から21時55分まで駐車場に駐車していた事実などを踏まえて当該自動車の利用者に対して注意した事実が記録されている文書の開示を求めているが、実施機関は、上記第4の3のとおり、駐車場の利用について一般的に作成される文書は、駐車整理票と駐車場等管理日誌しか存在しないし、駐車場の利用者に対する注意については即時の対応が求められることから文書決裁を受けたり対応状況を記録したりすることはなく、また、警備員が駐車場の利用者に対して注意した事項について委託業者から逐一書面で実施機関に報告されることはない旨説明する。

上記3において前述した経緯から、当審査会において残存する契約書を見分したところ、実施機関が説明するとおり、毎日の駐車場管理業務終了後に委託業者から実施機関に提出される文書としては、駐車整理票及び駐車場等管理日誌が当たることを確認した。そうすると、上記2及び3のとおり、本件自動車に関するこれらの文書は存在しないと認められるし、これ以外に警備員が本件自動車の利用者に対して注意した事項について記録されている文書が存在する事情は認められない。

なお、前日の残車が翌日も駐車を継続している場合には、委託業者から実施機関に駐車整理票が引き継がれることから、本件自動車に関する駐車整理票が存在することを前提として、実施機関において異議申立人が開示を求める文書を作成する可能性も考えられるが、実施機関によると、駐車場の利用者に対して注意等を行う手順は、担当職員が当該駐車整理票に記載された車両の存在を確認し、駐車が継続されていれば、駐車整理票に記載された電話番号に連絡して、駐車の理由を確認するとともに退出を促すということであった。

その際、実施機関においては上記第4の3で説明するとおり、文書を作成することはないということであったので、当審査会において、本件請求が行われた平成19年度当時の広島県行政組織規則（昭和39年広島県規則第18号）を見分したところ、総務室の分掌事務として、「来庁者の案内に関すること」や「庁内の取締りに関すること」のほか、「一般行政事務の連絡調整及び他の部室の所掌に属しないこと」が列記されており、実施機関によると、特に外部からの訪問者の対応、電話等による問合せや苦情で明らかに他部署の所掌に属しないものについては、全て総務室で対応することになるので、件数も多く内容は様々であり、また、長時間にわたる対応も多々あったということであった。そして、苦情についてはその後の対応が求められるため記録を取る必要性があったが、駐車場の管理については、他の車両の通行の支障となっている車両の排除やライトを誤点灯している車両への注意喚起等、即時の対応が求められ、こうした事案はトラブルが解消されたことだけ確認できれば足りるものがほとんどであるから、事前に文書決裁を受けたり、事後に対応状況を報告するために文書を作成したりするようなことはないということであった。

以上のような状況を踏まえると、実施機関の説明には不自然な点は認められない。

したがって、実施機関が本件請求文書のうち本件自動車が平成19年10月12日金曜日の21時10分から21時55分まで駐車していた事実などを踏まえて当該自動車の利用者に対して注意した事実が記録されている文書を不存在としたことは妥当である。

## 5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

## 6 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
19. 12. 17	・ 諮問を受けた。
20. 3. 12	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
20. 8. 12	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
20. 8. 13	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
21. 11. 30	・ 異議申立人から意見書を収受した。
29. 5. 22 (平成 29 年度第 2 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 6. 19 (平成 29 年度第 3 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 ( 部 会 長 )	広島修道大学教授